高知大学体育館使用規則

平成 16 年 4 月 1 日 規 則 第 181 号

最終改正 平成18年7月12日規則第17号

(趣旨)

- 第1条 高知大学体育館(以下「体育館」という。)は、本学における体育の授業及び実験 研究に使用するものとする。
- 2 体育館は、前項の使用に支障のない範囲内において、学生の体育クラブ(以下「クラブ」という。)活動の使用に供することができる。

(管理運営)

- 第2条 体育館の管理運営については、この規則の定めるところにより教育学部長が行う。 (担当教員)
- 第3条 体育館の円滑な運営を図るため、体育館の管理担当教員(以下「担当教員」という。)を定める。
- 2 担当教員は、教育学部の体育教員のうちから教育学部長が指名する。
- 3 担当教員は、体育館の使用に関する連絡調整、施設・設備等の管理、クラブ活動の指導と助言その他体育館の運営について総括処理にあたる。

(使用責任者)

第4条 体育館を使用する際における使用責任者は、体育の授業及び実験研究に使用する場合にあってはその担任教員とし、クラブ活動に使用する場合にあってはその顧問教員とする。

(使用時間)

第5条 体育館の使用時間は、休業日を除き、毎日午前8時30分から午後7時までとする。 ただし、教育学部長は、必要があると認めるときは時間外(午前6時30分から午前8時30分まで・午後7時から午後10時までをいう。)又は休業日における使用を許可することができる。

(使用手続)

第6条 体育館をクラブ活動のため使用しようとするときは、クラブの代表者において所 定の申込用紙に必要事項を記載押印し、顧問教員の認印を受け、次に掲げる区分に従い 期日までに担当教員に申し出てその指示を受けた後、財務部財務課に提出して教育学部 長の許可を受けなければならない。

- (1) 毎学期の平日(休業日を除く日の使用時間内)における使用については、その学期の始業日の3日前
- (2) 時間外又は休業日における使用については、使用開始の日の3日前(長期休業中に使用しようとするときは、その休業に入る日の3日前)
- 2 前項の申込みに対し許可を与えたときは、所定の使用許可書を交付するものとする。 (使用上の注意)
- 第7条 体育館の使用にあたっては、その施設の保持のため、次に掲げる事項を守らなければならない。
 - (1) 建物及び設備・備品等を損傷しないよう、大切に取り扱うこと。
 - (2) 火気に特に注意し、熱器具等の使用及び喫煙をしないこと。
 - (3) 館内においては、専用の運動靴を用いるか、又は清潔な素足とし、土足は厳禁のこと。
 - (4) ロツカー、シャワー、便所等の使用に際しては、清潔、整とんに心がけること。
 - (5) 使用後には、必ず清掃すること。
 - (6) 最後に使用した者は、戸締まりに注意すること。
 - (7) その他担当教員の指示に従うこと。

(用涂外使用)

- 第8条 体育館は、本学の管理運営上支障がないと認めたときは、次の各号に掲げる場合 に使用させることができる。この場合においては、担当教員の意見を聞くものとする。
 - (1) 学内において、第1条の使用目的以外の用に供するとき。
 - (2) 学外者において、体育の振興に寄与するための用に供するとき。
 - (3) 前各号の場合のほか、本学において必要があると認められるとき。
- 2 前項の規定による使用については、使用予定日の10日前までに所要の使用手続をしなければならない。

(学外者に使用させる場合)

第9条 体育館を学外者に使用させる場合には、国立大学法人高知大学財産管理規則その 他関係規則等に定めるところにより取り扱う。 2 前項の場合における使用者は、資産の使用許可条件のほか、管理者の使用上の注意事項を守らなければならない。

(その他の事項)

第10条 この規則に定めるもののほか、体育館の運営について必要な事項は、教育学部長が定める。

附則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附則

この規則は、平成17年7月1日から施行する。

附 則(平成18年7月12日規則第17号)

この規則は、平成18年7月12日から施行し、平成18年4月1日から適用する。